

令和 8 年度 第 3 回 新潟県最低賃金専門部会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は「 5 要領」によりお申込み下さい。

記

1 日 時 令和 8 年 8 月 3 日 (月) 14 時 00 分 ~

2 場 所 新潟美咲合同庁舎 2 号館 新潟労働局会議室 2 階
新潟市中央区美咲町 1 丁目 2 番 1 号 (電話 025-288-3504)

3 議 題 (1) 新潟県最低賃金の改正について
(2) その他

4 傍聴者数 10 名まで

5 要 領

(1) 傍聴希望者は希望される審議会の名称、開催日、住所、氏名、電話番号及び所属を御記入の上、はがきにより下記へお申込み下さい。

締切日：令和 8 年 7 月 29 日 (水) 必着

○ 申込先：〒950 - 8625 新潟市中央区美咲町 1 丁目 2 番 1 号
新潟美咲合同庁舎 2 号館 3 階
新潟労働局労働基準部賃金室あて

(2) 希望者多数の場合は抽選といたします。

抽選の結果、当選された方に対しては、後日電話により連絡いたします。

(3) 当日は、審議会の開始 1 5 分前までにお越し下さい。審議会の開始後の入室は認められませんので、御注意下さい。

なお、受付時にご本人であることを確認させていただく場合がありますので、本人であることを確認できるものを御持参下さい。

(4) 報道関係者で傍聴を希望する場合には、事前に下記担当へご連絡ください。(報道関係者は上記 4 の傍聴者数には含まれません。)

6 そ の 他

・傍聴される場合は、別添の遵守事項を厳守してください。

・車椅子をお使いになられる方は、その旨お申込みの際にお書き添え下さい。

また、介助の方がおられる場合は、その方の氏名も併せてお書き添え下さい。

担当：新潟労働局労働基準部賃金室

電話 025(288)3504

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着席し、みだりに自席を離れないようにして下さい。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・レコーダー等の使用は御遠慮下さい。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んで下さい。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないで下さい。
- 9 銃刃類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れのあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び新潟地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為が行われた場合については、退場していただくことがあります。

新潟地方最低賃金審議会事務局